

特定非営利活動法人にじのかなたに 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 5月 1日～ 令和 9年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの育児休業に関する制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和 6年 5月～ 検討開始
- 令和 6年 9月～ 職員会議にて資料配布及び制度周知

目標2：育児取得予定者に「育休復帰プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

- 令和 6年 5月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 6年 6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始